

広島県水道広域連合企業団建設工事における最低制限価格制度事務取扱要綱

令和8年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）建設工事執行規程（以下「執行規程」という。）第2条に規定する工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。第3条及び第7条において同じ。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

第2章 入札手続き等

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、請負対象設計金額が2億円未満の工事を対象とする。ただし、随意契約及び総合評価落札方式の建設工事は除く。

(最低制限価格の設定基準)

第3条 最低制限価格は、次の算式により得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

無作為係数は、電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500（少数第6位以下を切り捨てる。）とする。

2 最低制限価格基準額の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{最低制限価格基準額} = a + b + c + d$$

a：対象工事の直接工事費×0.97（1円未満の端数は切捨て）

b：対象工事の共通仮設費×0.90（1円未満の端数は切捨て）

c：対象工事の現場管理費×0.90（1円未満の端数は切捨て）

d：対象工事の一般管理費×0.68（1円未満の端数は切捨て）

3 最低制限価格基準額が予定価格の110分の100に10分の9.2を乗じて得た額を越える場合には最低制限価格基準額は予定価格の110分の100に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格の110分の100に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格の110分の100に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(調書の作成)

第4条 前条により最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に記入するものとする

る。

(入札の執行)

第5条 第3条の規定により最低制限価格を設定した場合には、最低制限価格に満たない価格で申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。